福祉用具貸与事業所

介護予防福祉用具貸与事業所

自己点検表

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 　令和　年　月　日 |
| 事業所番号 |  |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

＜記入について＞

○　指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。

○　「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○または×を記入してください。

＜その他＞

 **１）「根拠」欄に掲げている法令等は以下のとおりです**

・介護保険法（平成９年法律第１２３号）

・介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）

◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）＝（この冊子において「居宅指定基準」という。）

◆指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）＝（この冊子において「予防指定基準」という。）

☆指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年老企第２５号）＝（この冊子において「居宅等基準通知」という。）

　　 　・滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成２５年滋賀県条例第１７号）＝（この冊子において「基準条例」という。）

**２）その他**

○　この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。

○　実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

**自己点検表　（福祉用具貸与）（介護予防福祉用具貸与）**

（注：◇福祉用具貸与に係る基準、◆介護予防福祉用具貸与に係る基準

☆基準の解釈通知）

**基本方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適否 | 備　考 |
|  【福祉用具貸与】 ◇　要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図っているか。 |  居宅指定基準第１９３条 |  |  |
|  【介護予防福祉用具貸与】 ◆　利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図っているか。 |  予防指定基準第２６５条 |  |  |

**①人員基準の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |
|  **１．専門相談員の員数** ◇◆　専門相談員を常勤換算で２人以上の配置をしているか。 ◇◆専門相談員の資格

|  |
| --- |
| 介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士 |

 または

|  |
| --- |
| 都道府県知事が指定する講習会の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者 |

または

|  |
| --- |
| 厚生労働大臣の指定を受けていた講習会の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者 |

  |  居宅指定基準第１９４条 予防指定基準第２６６条 介護保険法施行令第４条 |  |  |
|
|  **２．管 理 者** ◇◆　事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管 理者を置いているか。 　　　ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、 　 当該事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 |  居宅指定基準第１９５条 予防指定基準第２６７条 |  |

**②設備基準の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |
|  **１．備品及び設備等** ◇◆　福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備および器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ☆　区画は、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。 ☆　福祉用具貸与に必要な設備および備品等を確保してい るか。 　 ただし、他の事業所または施設等と同一敷地内にある場合であって、いずれの事業所等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所または施設等に備え付けられた設備および備品を使用することができる。 ◇◆　福祉用具の保管または消毒のために必要な設備 または器材を有していない場合は、福祉用具の保管または消毒を他の事業者に行わせているか。 ◇◆　前記の設備および器材は、次の基準どおりとなっているか。 ①福祉用具の保管のために必要な設備 　　イ　清潔であること。 　　ロ 既に消毒または補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。②福祉用具の消毒のために必要な器材 　　取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 ☆　既に消毒または補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられているか。 　 |  居宅指定基準第１９６条第１項 予防指定基準第２６８条第１項 居宅等基準通知第３の１１の２の（１） 居宅等基準通知第３の１１ の２の（２）居宅指定基準第１９６条第１項予防指定基準第２６８条第１項 居宅指定基準第１９６条第2項 予防指定基準第２６８条第 ２項 居宅等基準通知第３の１１ の２の（３） |  |  |

 **③運営基準の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |
|  **１．内容及び手続の説明及び同意** ◇◆　サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第８条 予防指定基準第２７６条で 準用する第49条の２第１項 |  |  |
|  **２．提供拒否の禁止** ◇◆　正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいないか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。また、利用者が特定のサービス行為以外のサービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否していないか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第９条 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の３居宅等基準通知第３の１の３の（２） |  |  |
|  **３．サービス提供困難時の対応** ◇◆　当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第10条 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の４ |  |  |
|  **４．受給資格等の確認** ◇◆　指定福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第11条第１項 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の５第１　項 |  |  |
|  ◇◆　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定福祉用具貸与を提供するように努めているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第11条第２項 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の５第２項 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |  |
|  **５．要介護認定の申請に係る援助** ◇◆　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第12条第１項 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の６第１　項 |  |  |
|  ◇◆　居宅介護支援（介護予防支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第12条第２項 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の６第２　項 |  |  |
|  **６．心身の状況等の把握** ◇◆　サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第１３条 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の７ |  |  |
|  **７．居宅介護支援事業者等との連携** ◇◆　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第１４条 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の８第１　項 |  |  |
|  **８．法定代理受領サービスの提供（介護予防ｻｰﾋﾞｽ費の支給）** **を受けるための援助** ◇◆　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６４条（８３条９号）※各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サー |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第15条 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の９ |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |  |
| ビスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 　　*※介護保険法施行規則第６４条* 　　*＝居宅介護サービス費の代理受領の要件* 　　　*介護予防サービスについては介護保険法施行規則第８３条の９　＝　介護予防サービス費の支給の要件* |  |  |  |
|  *被保険者が居宅介護支援（介護予防支援）を受けることにつき、* *あらかじめ市町村に届出ている場合であって、当該サービス計* *画（介護予防サービス計画）の対象となっている時* |
|
|  **９.居宅サービス計画に沿ったサービスの提供** ◇◆　居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。☆　居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から福祉用具貸与計画の提供の求めがあった際には、当該福祉用具貸与計画を提供するように協力するよう努めているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第16条 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の１０居宅基準通知第3の11の3の(3)⑤ホで準用する第３の１の３の（１３）⑥ |  |  |
|  **10.居宅サービス計画等の変更の援助** ◇◆ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡その他必要な援助を行っているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第17条 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の１１ |  |  |
|
|  **11.身分を証する書類の携行** ◇◆　従業員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第18条 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の１２ |  |  |
|  **12．サービスの提供の記録** ◇◆　サービスを提供した際には、提供の開始日および終了日ならびに種目および品名その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記した書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第１９条第１項 予防指定基準第２７６条で 準用する第４９条の１３の第1項 |  |  |
|  ◇◆　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 |  居宅指定基準第２０５条で準 用する第１９条第２項 予防指定基準第２７６条で準用する第４９条の１３第２項 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |  |
|  **13．利用料等の受領** ◇◆　法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 |  居宅指定基準第１９７条第 １項 予防指定基準第２６９条第 １項 |  |  |
|  ☆　福祉用具貸与は、継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、事業者は、利用者から前払いにより数ヶ月分の利用料を徴収することも可能であるが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の期間を越える分について前払いにより利用料を徴収していないか。 |  居宅等基準通知第３の １１の３の（１）② |  |  |
|  ◇◆　法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 |  居宅指定基準第１９７条第 ２項 予防指定基準第２６９条第 ２項 |  |  |
|  ◇◆　次に掲げる以外の費用の支払を利用者から受けとっていないか。 １　通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合の交通費 ２　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ☆　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従業者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 |  居宅指定基準第１９７条第 ３項 予防指定基準第２６９条第 ３項 |  |  |
|  ◇◆　上記費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 |  居宅指定基準第１９７条第 ４項 予防指定基準第２６９条第 ４項 |  |  |
|
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |  |
|  ◇◆　当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止するのは、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合に限っているか。 |  居宅指定基準第１９７条第 ５項 予防指定基準第２６９条第 ５項 |  |  |
|  **14.保険給付の請求のための証明書の交付** ◇◆　法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第２１条 予防指定基準第２７６条で 準用する第50条の２ |  |  |
|  **15．基本取扱方針** **15-1.指定福祉用具貸与** ◇　利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 |  居宅指定基準第１９８条第 １項 |  |  |
|  ◇　常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しているか。 |  居宅指定基準第１９８条第 ２項 |  |  |
|  ◇　自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 |  居宅指定基準第１９８条第 ３項 |  |  |
|  **15-2.指定介護予防福祉用具貸与** ◆　利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 |  予防指定基準第２７７条第 １項 |  |  |
|  ◆　自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 |  予防指定基準第２７７条第 ２項 |  |  |
|
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |  |
|  ◆　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 | 予防指定基準第２７７条第 ３項 |  |  |
|  ◆　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 |  予防指定基準第２７７条第 ４項 |  |  |
|  **16．具体的取扱方針** **16-1.指定福祉用具貸与** ◇　専門相談員は次の方針により行う指定福祉用具貸与を行っているか。 １　サービスの提供にあたっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。 ２　サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。 ３　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。 |  居宅指定基準第１９９条 |  |  |
|
|
|  |  |  |  |  |  |
|  | 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |  |
|  ４　サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。 ５ 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、少なくとも６月に１回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講ずるものとする。 ６　サービスの提供にあたっては、同一種目における機能または価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。 |  |  |  |
|  **16-2.指定介護予防福祉用具貸与** ◆　専門相談員は、次の基本方針及び基本取扱い方針に基づき指定介護予防福祉用具貸与を行っているか。 １　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。 ２　サービスの提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 |  予防指定基準第２７８条 |  |  |
|
|
|  |  |  |  |  |  |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |
| ３　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。４　サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。５　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。６　サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。７　サービスの提供にあたっては、同一種目における機能または価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。 |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適否 | 備　考 |
|  **17．計画の作成****17-1.指定福祉用具貸与**◇　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しているか。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しているか。* 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成

されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 ◇　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。◇　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者および当該利用者に係る介護支援専門員に交付しているか。◇　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っているか。 |  居宅指定基準第１９９条の２ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適否 | 備　考 |
| **17-2.指定介護予防福祉用具貸与**◆　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しているか。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しているか。◆　介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 ◆　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。◆　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者および当該利用者に係る介護支援専門員に交付しているか。◆　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行っているか。 ◆　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。 | 予防指定基準第２７８条の２ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適否 | 備　考 |
|  ◆　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成後、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っているか。 |  |  |  |
| **18．管理者の責務** ◇◆　管理者は、従業者の管理および利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。◇◆　事業所の管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 居宅指定基準第２０５条で 準用する第５２条第１項、 予防指定基準第２７６条で 準用する第５２条第１項居宅指定基準第２０５条で 準用する第５２条第２項、 予防指定基準第２７６条で 準用する第５２条第２項 |  |  |
| **19.運営規程** ◇◆　事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 　①事業の目的および運営の方針 　②従業者の職種、員数及び職務の内容 　③営業日および営業時間 　④指定福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の提供方法、取り扱う種目および利用料その他の費用の額⑤通常の事業の実施区域 　⑥その他運営に関する重要事項標準作業書に記載された福祉用具の消毒方法、苦情処理体制、事故発生時の対応など⑦人権擁護、虐待防止の体制整備 　⑧非常災害発生時の他の社会福祉施設との連携・協力体制の構築☆「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品および使用方法の指導の方法等をさすものであること。個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式および目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものである。  | 居宅指定基準第２００条 予防指定基準第２７０条 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |
|  **20.勤務体制の確保等** ◇◆　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めているか。 |  居宅指定基準第２０５条で準用 する第１０１条第１項、居宅指 定基準第２７６条で準用する第１２０条の２第１項 |  |  |
| ◇◆　当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。☆月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。☆福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、専門相談員以外の者または第三者に行わせることを認めるものであること。 | 居宅指定基準第２０５条で準用 する第１０１条第２項、居宅指 定基準第２７６条で準用する第 １２0条の２第２項 居宅等基準通知第３の １１の３の（8）②イ 居宅等基準通知第３の １１の３の（8）②ロ |  |  |
|  **21.福祉用具の取扱種目** ◇◆　利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱っているか。 | 居宅指定基準第２０２条 予防指定基準第２７２条 |  |  |
| **22.** **業務継続計画の策定等**◇◆　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。◇◆　事業者は、福祉用具専門相談員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。◇◆　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 居宅指定基準第２０５条で準用する第３０条の２、予防指定基準予防指定基準第２７６条で準用する第５３条の２の２ |  |  |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適否 | 備　考 |
| **23.衛生管理等** ◇◆　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 居宅指定基準第２０３条第1項、予防指定基準第２７３条第１項 |  |  |
| ◇◆　回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。◇◆　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員等に周知徹底を図っているか。◇◆　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。◇◆　事業所において、福祉用具専門相談員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 |  居宅指定基準第２０３条第 ２項、予防指定基準第２７ ３条第２項居宅指定基準第２０３条第６項、予防指定基準第２７３条第６項 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |  |
|  |  |
|  ◇◆　福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせている場合においては、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。☆　福祉用具の保管または消毒の業務の全部または一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所および指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下この項において「指定事業者」という。）は、当該保管または消毒の業務が適切な方法により行われことを担保するため、当該保管または消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管または消毒の業務を行わせる場合であっては、業務規定等）において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。 イ　当該委託等の範囲 ロ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ハ　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（「委託等業務」という。）が福祉用具貸与の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 ニ　指定事業者が当該委託業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ホ　指定事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 ヘ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在ト　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 |  居宅指定基準第２０３条第 ３項、予防指定基準第２７ ３条第３項 指定基準通知第３の１１の ３の（６）の② |  |  |
|  |  |
| ◇◆　福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録しているか。 | 居宅指定基準第２０３条第 ４項、予防指定基準第２７ ３条第４項 |  |  |
| ◇◆　事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。  | 居宅指定基準第２０３条第５項、 予防指定基準第２７３条第５項 |  |  |
| **24.掲示及び目録の備え付け** ◇◆　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要の他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示している、もしくは備え付け、かつ、いつでも関係者に閲覧させることが出来る。 | 居宅指定基準第２０４条第１項２項予防指定基準第２７４条第１項２項 |  |  |
|  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |
|  ◇◆　利用者の福祉用具の選択に資するため、取り扱う福祉用具の品名および品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備えているか。 |  居宅指定基準第２０４条第 ２項 予防指定基準第２７４条第 ２項 |  |  |
| **25.** **虐待の防止**◇◆　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員等に周知徹底を図っているか。◇◆　当該指定福祉用具貸与事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。◇◆　当該福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員等に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。◇◆　上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | 居宅指定基準第２０５条で準用する第３７条の２、予防指定基準予防指定基準第２７６条で準用する第５３条の１２ |  |  |
|  **26.利用者に関する市町村への通知** ◇◆　福祉用具貸与を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 一 　正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第２６条 予防指定基準予防指定基準 第２７６条で準用する第５０条の３ |  |  |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適否 | 備　考 |
|  **27.秘密保持等** ◇◆　従業者、また従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準居宅指定基準 第２０５条で準用する第 33条、予防指定基準第２ ７６条で準用する第53条の　５第１項条 |  |  |
|  ◇◆ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第33条第３項、 予防指定基準第２７６条で 準用する第５３条の５第３項 |  |  |
|  **28.広告** ◇◆　事業所について広告をする場合においては､その内容が虚偽又は誇大なものではないか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第34条 予防指定基準第２７６条で 準用する第５３条の６　５の第１項 |  |  |
|  **29.居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止** ◇◆　居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第35条 予防指定基準第２７６条で 準用する第５３条の７ |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |  |
|  |  |
|  **30.苦情処理** ◇◆　提供したサービスに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。☆「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制および手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要ついて明らかにし、利用申込者またはその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに事業所に掲示すること等をいう。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第３６条第１項 予防指定基準第２７６条で 準用する第５３条の８第１　項 居宅基準通知第３の１１の ３の（８）で準用する第３ の３の（２３） |  |  |
|  ◇◆　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 |  居宅指定基準第２０５条で準用する 第３６条第２項予防指定基準第２７６条で準用する第５３条の８第２項 |  |  |
|  ◇◆　提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第３６条第３項 予防指定基準第２７６条で 準用する第５３条の８第３　項 |  |  |
| ◇◆　市町村からの求めがあった場合には、前記の改善の内容を市町村に報告しているか。 |  居宅指定基準第２０５条で準用する 第３６条第４項、予防指定基準第２ ７６条で準用する第５３条の８第４項 |  |  |
|  ◇◆　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行うサービスの質の向上に関する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第３６条第５項 予防指定基準第２７６条で 準用する第５３条の８第５　項 |  |  |
|  |  |  |  |
|  ◇◆　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第３６条第６項 予防指定基準第２７６条で 準用する第５３条の８第６　項 |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |
| **31.地域との連携**◇◆　事業の運営に当たっては、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。◇◆ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与事業所以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めているか。 |  居宅指定基準第２０５条で準用する 第３６条の２、予防指定基準第２ ７６条で準用する第５３条の９ |  |  |
|  **32.事故発生時の対応** ◇◆　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 |  居宅指定基準第２０５条で 準用する第３７条第１項、 予防指定基準第２７６条で 準用する第５３条の１０第1項 |  |  |
|  ◇◆　事故の状況および事故に際して採った処置について記録しているか。 |  居宅指定基準第２０５条で準用する 第３７条第２項、予防指定基準第２ ７６条で準用する第５３条の１０第２項 |  |  |
|  ◇◆　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 |  居宅指定基準第２０５条で準用する 第３７条第３項、予防指定基準第 ２７６条で準用する第５３条の１０第３項 |  |  |
|  **33.会計の区分** ◇◆　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業とその他の事業の会計を区分しているか。 |  居宅指定基準第２０５条で準 用する第３８条 予防指定基準第２７６条で準 用する第５３条の１１ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適否 | 備　考 |
|  **34.記録の整備** ◇◆　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 |  居宅指定基準第２０４条の ２第１項予防指定基準第２７５条第１項 |  |  |
|  ◇◆　次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。 　①福祉用具貸与計画②提供した具体的なサービスの内容等の記録 　③福祉用具の保管または消毒の委託先事業者の業務実施状況について定期的に確認した結果の記録 　④市町村への通知に係る記録 　⑤苦情の内容等の記録 　⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  居宅指定基準２０４条の２ 第２項 予防指定基準第２７５条第 ２項 |  |  |
| 基　準　の　概　要 | 根　拠 | 適 否 | 備　考 |
| **35**.人権への配慮等　　利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めているか。 | 基準条例別表第11第１項第7号 |  |  |
| 　　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保しているか。 | 基準条例別表第11第１項第7号 |  |  |
| **36**.非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めているか。 | 基準条例別表第11第１項第7号 |  |  |